

# 令和4年度市民税・県民税 申告受付相談が始まります

▽問い合わせ先 税務課市民税係(☎内線153・154)

市では、2月2日(水)から3月15日(火)までの期間、令和4年度市民税・県民税申告受付相談を行います。

▽受付日程 5ページのとおり  
▽申告書が送付される人 令和4年1月1日現在、本市に住民登録している18歳以上の人で、前年度に本市で市民税・県民税の申告をした人(確定申告を除く)

※申告書が送付されていなくても、次に該当する人は申告をしてください。

## ■申告する必要がある人

- ①令和4年1月1日現在、本市に住民登録しており、令和3年1月1日〜令和3年12月31日の1年間に営業(漁業を含む)・農業・不動産・山林・譲渡などの所得があった人
- ②給与所得者のうち、勤務先で年末調整をしていない人
- ③所得控除などの追加・変更がある人

※給与以外の所得が20万円以下で、確定申告が不要な場合でも、市民税・県民税申告は必要です。

※申告書、附表、申告の手引きは、市役所本庁税務課、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所に備え付けているほか、市ホームページからダウンロードできます。

## ■申告しなくてもよい人

- ①所得税の確定申告(還付申告を含む)をした人
- ②給与所得者のうち、勤務先で年末調整を済ませた人で、勤務先からの給与以外に所得がない人や、源泉徴収票に記載された所得控除に追加・訂正がない人
- ③収入が公的年金のみで、源泉徴収票に記載された所得控除に追加・訂正がない人

## 公的年金などの受給者の皆さんへ

公的年金の収入金額が40万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は必要ありませんが、市民税・県民税の申告が必要です。

※送付先 税務課市民税係

※令和3年分の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(日本年金機構に提出していない人は、扶養控除など適用されていない場合があります。)

「公的年金等の源泉徴収票」を確認ください。

## 収入がなくても申告が必要な場合

- 令和3年中に収入がない場合でも、市民税・県民税申告をしていないと、国民健康保険税の軽減が受けられなかったり、保育料の算定などに影響することがあります。
- また、所得証明書などを発行するためには、申告が必要です。
- ※遺族年金、障害年金、失業給付などは非課税所得となりますが、これらの所得のみの人でも申告が必要です。
- ▽提出方法
- ①郵送での提出



- ・市役所本庁税務課
- ・三陸支所
- ・綾里・吉浜地域振興出張所

# 令和4年度市民税・県民税申告受付相談日程表

## ■臨時会場：2月2日(水)～10日(木)

期 日	会 場	時 間	対象地区
2月2日(水)	三陸公民館	午前9時30分～午後3時	越喜来
2月3日(木)	三陸公民館	午前9時30分～午後3時	越喜来
2月4日(金)	三陸公民館	午前9時30分～午後3時	吉 浜
2月7日(月)	三陸公民館	午前9時30分～午後3時	綾 里
2月8日(火)	三陸公民館	午前9時30分～正午	綾 里
2月9日(水)	ふるさとセンター(末崎町)	午前9時30分～午後3時	末 崎
2月10日(木)	ふるさとセンター(末崎町)	午前9時30分～正午	末 崎

※申告会場および申告受付日により、受付時間が異なりますので注意してください。

## ■本会場：2月16日(水)～3月15日(火)

期 日	会 場	時 間
2月16日(水)～18日(金)	市役所本庁 地階大会議室	午前9時～午後3時
2月21日(月)～22日(火)		
2月24日(木)～25日(金)		
2月27日(日)		
2月28日(月)～3月4日(金)		
3月7日(月)～11日(金)		
3月14日(月)～15日(火)		

# 市民税・県民税の租税条約適用の手続きを忘れずに

租税条約とは、所得税、法人税、地方税の二重課税の回避や脱税防止のために、日本と相手国との間で特別に条約を定めたものをいい、相手国によってそれぞれ内容が異なります。

租税条約締結国からの留学生、事業修習者などで一定の要件を満たす場合は、所得税や市民税・県民税の一部が免除される場合があります。

市民税・県民税の免除を受けようとする場合は、市役所本庁税務課で手続きが必要です。

## ■市民税・県民税の免除手続き

### ▷提出書類

- ①租税条約の規定による市民税・県民税免除に関する届出書(市ホームページからダウンロードできます)

②税務署に提出した「租税条約に関する届出」の写し

▷提出期限 = 3月15日(火)【期限厳守】

### ▷その他

・租税条約の対象期間中は、毎年手続きが必要です。

手続きをしていない年は、市民税・県民税が免除されませんので、給与支払者の皆さんは注意してください。

・租税条約の詳しい内容、所得税の免除を受けるための手続きは、国税庁ホームページをご覧ください。

▷問い合わせ先 = 税務課市民税係(☎内線154)



※送付先 税務課市民税係

②申告受付相談会場での提出

③市役所などでの提出

※提出先 本庁税務課市民税係(7番窓口)、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所

▽提出期限 3月15日(火)

▽住宅借入金等特別控除と配当割額・株式等譲渡所得割額の控除の適用を受ける皆さんへ

これらの控除の適用を受ける場合は、申告が必要です。

なお、配当割額および株式等譲渡所得割額については、市民税・県民税の納税通知書が送達されるまでに申告がない場合は、控除が適用されませんので注意してください。

相談会場に次のものを忘れずに持参ください

- ①給与や公的年金などの収入がある人 給与や公的年金などの源泉徴収票
- ②営業、農業、不動産などの収入がある人 収入、経費が分かる明細書や領収書などの資料
- ③各種控除の適用を受ける人 生命保険料の支払証明書など、各種控除を確認できる資料
- ④通帳など口座番号が確認できる資料

きるもの

⑤申告者と扶養親族のマイナンバー(個人番号)および申告者の本人確認書類

■申告書にはマイナンバーの記載が必要です

申告には、次のマイナンバーの記載された書類が必要です。

- ①通知カードまたはマイナンバーが記載された住民票の写し
  - ②運転免許証、公的医療保険の被保険者証など
- ※申告書を郵送で提出する場合は、これらの書類の写しを同封してください。

## ■新型コロナウイルス感染症対策のため、以下に協力ください

- ・会場でのマスクの着用および手指の消毒
- ・窓口の混雑緩和のため、申告の手びきの記載例を見ながら、ご自身の申告書の作成や資料の整理
- ・郵送での提出
- ・37.5℃以上の発熱がある、または体調不良の人は、来場を控えてください。